

## 特定非営利活動促進法施行条例施行規則

### 特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成10年11月27日規則第65号

改正	平成12年 3月29日規則第44号	平成13年 3月30日規則第60号
	平成15年 4月25日規則第47号	平成17年 3月31日規則第57号
	平成18年 3月31日規則第20号	平成20年11月25日規則第60号
	平成23年 3月31日規則第17号	平成24年 3月30日規則第13号
	平成26年 3月31日規則第9号	平成27年 3月31日規則第33号
	平成28年12月28日規則第78号	

#### 特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年沖縄県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書等)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める申請書は、第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 条例第2条第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

4 第1項の申請書に添付する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

5 条例第2条第4項の規則で定める補正書は、第1号様式の2によるものとする。

一部改正〔平成15年規則47号・24年13号〕

(公衆の縦覧)

第3条 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において行うものとする。

一部改正〔平成13年規則60号・17年57号・23年17号・26年9号・27年33号〕

(設立登記完了届出書)

第4条 条例第3条の届出書の様式は、第2号様式によるものとする。

(役員変更等届出書)

第5条 条例第4条及び第20条の規則で定める届出書は、第3号様式によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは「届出の日」とする。

一部改正〔平成15年規則47号・24年13号〕

(定款変更認証申請書等)

第6条 条例第5条の申請書の様式は、第4号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

一部改正〔平成15年規則47号・24年13号〕

(定款変更届出書)

第7条 条例第6条の規則で定める届出書は、第5号様式によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

一部改正〔平成24年規則13号〕

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条の規定により提出する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

2 法第30条の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げるそれぞれの場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ副本1通を添えて提出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項の登記に関する書類の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて提出
2 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出

一部改正〔平成15年規則47号・20年60号・24年13号〕

(事業報告書等の公開)

第9条 条例第8条の規定による閲覧又は謄写については、第3条の規定を準用する。

一部改正〔平成24年規則13号〕

(解散認定申請書)

第10条 条例第9条の規則で定める申請書は、第6号様式によるものとする。

(解散届出書)

第11条 条例第10条第1項の規則で定める届出書は、第7号様式によるものとする。

(清算人就職届出書)

第12条 条例第10条第2項の規則で定める届出書は、第8号様式によるものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第13条 条例第11条の規則で定める申請書は、第9号様式によるものとする。

(清算結了届出書)

第14条 条例第12条の規則で定める届出書は、第10号様式によるものとする。

(合併認証申請書等)

第15条 条例第13条第1項の申請書の様式は、第11号様式によるものとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併登記完了届出書)

第16条 条例第15条の届出書の様式は、第12号様式によるものとする。

(検査職員の身分証明書)

第17条 条例第16条の職員の身分を示す証明書の様式は、第13号様式によるものとする。

(認定等申請書)

第18条 条例第17条及び第23条の規則で定める申請書は、第14号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号の書類については、副本1通を添えるものとする。

追加〔平成24年規則13号〕

(認定更新申請書)

第19条 条例第18条の規則で定める申請書は、第15号様式によるものとする。

追加〔平成24年規則13号〕

(定款変更提出書)

第20条 条例第19条第2項の規則で定める提出書は、第16号様式によるものとする。

追加〔平成24年規則13号〕

(役員報酬規程等提出書)

第21条 条例第21条の規則で定める提出書は、第17号様式によるものとする。

2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。

追加〔平成24年規則13号〕

(助成金支給実績提出書)

第22条 条例第21条第2項の規則で定める提出書は、第18号様式によるものとする。

2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。

追加〔平成24年規則13号〕

(役員報酬規程等の公開)

第23条 条例第22条の規定による閲覧又は謄写については、第3条の規定を準用する。

追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則第78号〕

(合併認定申請書)

第24条 条例第25条の規則で定める申請書は、第19号様式によるものとする。

追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則第78号〕

(電磁的記録による作成)

第25条 条例第26条第2項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

追加〔平成18年規則20号〕、一部改正〔平成24年規則13号・28年78号〕

(電磁的記録による備置き)

第26条 条例第26条第2項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

追加〔平成18年規則20号〕、一部改正〔平成24年規則13号・28年78号〕

(電磁的記録による閲覧)

第27条 条例第26条第2項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

追加〔平成18年規則20号〕、一部改正〔平成24年規則13号・28年78号〕

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第44号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第60号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月25日規則第47号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第57号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日規則第60号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第17号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第13号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第33号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第78号）

この規則は、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第59号）の施行の日から施行する。

第1号様式

（第2条関係）

一部改正〔平成15年規則47号・24年13号〕

第1号様式の2

（第2条関係）

追加〔平成24年規則13号〕

第2号様式

（第4条関係）

一部改正〔平成12年規則44号・17年57号・28年78号〕

第3号様式

（第5条及び第20条関係）

一部改正〔平成12年規則44号・15年47号・24年13号〕

第4号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成15年規則47号・20年60号・24年13号・28年78号〕

第5号様式

（第7条関係）

一部改正〔平成12年規則44号・24年13号〕

第6号様式

（第10条関係）

- 第7号様式  
(第11条関係)  
一部改正〔平成12年規則44号・17年57号〕
- 第8号様式  
(第12条関係)  
一部改正〔平成12年規則44号・17年57号・20年60号・24年13号〕
- 第9号様式  
(第13条関係)
- 第10号様式  
(第14条関係)  
一部改正〔平成12年規則44号・17年57号・20年60号〕
- 第11号様式  
(第15条関係)  
一部改正〔平成15年規則47号・24年13号〕
- 第12号様式  
(第16条関係)  
一部改正〔平成12年規則44号・17年57号・28年78号〕
- 第13号様式  
(第17条関係)  
一部改正〔平成24年規則13号・28年78号〕
- 第14号様式  
(第18条関係)  
追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則78号〕
- 第15号様式  
(第19条関係)  
追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則78号〕
- 第16号様式  
(第20条関係)  
追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則78号〕
- 第17号様式  
(第21条関係)  
追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則78号〕
- 第18号様式  
(第22条関係)  
追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則78号〕
- 第19号様式  
(第23条関係)  
追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則78号〕
- 第20号様式  
(第25条関係)  
追加〔平成24年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則78号〕